

は じ め に

令和3年、静岡県熱海市で発生した土石流災害を契機に、盛土等による災害から人命を守るため、「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止することを目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」が令和5年5月26日に施行されました。

これを受け、県では現在実施中の基礎調査において、新たな規制区域となる宅地造成等規制区域及び特定盛土等規制区域を検討していますが、新たな規制区域の指定までは、引き続き、「宅地造成等規制法」が適用されますので、本手引きを活用いただき、安全で安心できる宅地整備の推進に御理解と御協力をお願いします。

また、令和5年9月末の岡山県収入証紙廃止に伴う新たな手数料の支払い方法（県民局・地域事務所の収納専用窓口での手数料の支払い）を踏まえ、許可申請の諸手続の流れを見直していますので、許可申請等にあたり、所管の県民局・地域事務所へ直接提出していただくようお願いします。

令和5年10月

平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡西方沖地震等の際に大規模な地滑りの崩落による被害が多発しました。こうした過去の被害事例の分析により、崩落等の危険性を評価し、必要な対策を行う上での技術的な知見も明確にされてきたことを踏まえ、平成18年4月1日に「宅地造成等規制法等の一部を改正する法律」が公布され、同年9月30日に施行されました。

この法改正に伴い、国土交通省の技術的助言「宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について」（平成13年）が改正されました。これを受け岡山県ではこの度、平成15年から皆様に利用されてきた「宅地造成等規制法運用の手引」を改訂しました。

改訂にあたっては、「宅地造成等規制法の施行にあたっての留意事項について（改正版）」（平成18年9月29日、国都開第12号）、「改正 宅地造成等規制法の解説」（編集：宅地造成等規制法令研究会、発行：（株）ぎょうせい）及び「宅地防災マニュアルの解説〈第二次改訂版〉」（編集：宅地防災研究会、発行：（株）ぎょうせい）を参考としています。

今後はこの手引により宅地造成等規制法の運用を行いますので、皆様も、安全で安心できる宅地整備の推進に御理解と御協力をお願いします。

平成21年4月

岡山県土木部都市局建築指導課